

豊田市主催 産業廃棄物処理業者のための 廃棄物適正処理講習会

産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理の促進のため、「産業廃棄物処理業者のための廃棄物適正処理講習会」が、2月22日（水）午後1時15分からスカイホール豊田大会議室（豊田市八幡町）において、豊田市環境部廃棄物対策課主催、（一社）愛知県産業廃棄物協会後援により開催されました。この講習会は平成26年度に始まり、今年で3回目を迎え、今回は128名の方が参加されました。

豊田市環境部廃棄物対策課長 河合逸人氏の開会挨拶後、「産業廃棄物のリスクとチャンス」と題して、株式会社ユニバース 白石 遼氏の講演がありました。セミナーでは、廃掃法の原則として排出事業者自身が処理することが定められていること、契約書等を交わすことにより処理業者へ処理を委託できることの解説がありました。また互いの意識に違いがあり、意識の低い排出事業者へどのように対応するのか、処理事業者が本当に適正処理をしているのか、に対応するべく、処理に必要な許可を取る、マニフェストの確認、法令遵守等が原則となっております。行政処分の事例では、株主の暴力行為、役員の自動車運転過失傷害は、許可取消処分になります。また電子マニフェストでは、平成27年度は42%の普及率であることから、電子化していないと排出業者から業者変更されてしまう可能性もあるとのことでした。施設確認で排出事業者が見たいことは、書類関係では処理後のフローは用意しておくと良いとのことでした。施設関係では処理能力を超えて受け入れていないかどうか、保管状況について見ており、写真撮影されることもあるようです。まとめとして、これから求められる産業廃棄物処理業者とは、直接やり取りができること、正しい



講師の
(株)ユニバース 白石氏

法知識を持っていること、情報がオープンであること、とのことです。処理だけではなく、処理に関してプロでありルールを伝える立場という意識を持ち、正しい情報と知識を身に付けることが成長の第一歩である、と述べました。

次に、「産業廃棄物不適正処理防止の豊田市の取組について」と題して、豊田市環境部廃棄物対策課職員より説明がありました。今年度の定期立入での主な指摘事項は、書類確認において、適正処理のために必要な事項が一部の契約書に記載がなかった、とありました。マニフェストの記載事項では、処分担当者、排出事業所の所在地などの記載漏れ、帳簿の記載事項では、運搬方法の記載漏れがありました。現場確認では、施設の維持管理に関する点検、検査等の記録がなかった、消火器の設置がされていなかった、保管場所を示す掲示板に、廃棄物の種類、数量、管理者の氏名等の内容が記載されていなかった、とありました。保管量調査では、過剰保管、高さ制限違反、車両検問では、検問車両9台中、指導車両が2台あり、許可証の写しの不携帯がありました。最後に航空写真を活用した立入調査で問題があったのは15か所で、自動車や重機等車両の放置、古タイヤの大量放置、コンガラ、廃瓦、残土等建設廃材の放置、冷蔵庫等の家庭用大型製品の放置が挙げられ、適正処理のご協力について啓発を行いました。

最後に豊田市からのお知らせがあり、講習会は終了しました。

